

2 落札から契約まで

1. 電子契約が結べる契約
2. 電子契約と紙契約の手順の比較
3. 電子契約の注意点と必要となるもの
4. 電子認証

1. 電子契約が結べる契約

- ・ 久留米市役所契約課が発注する工事等に関する契約

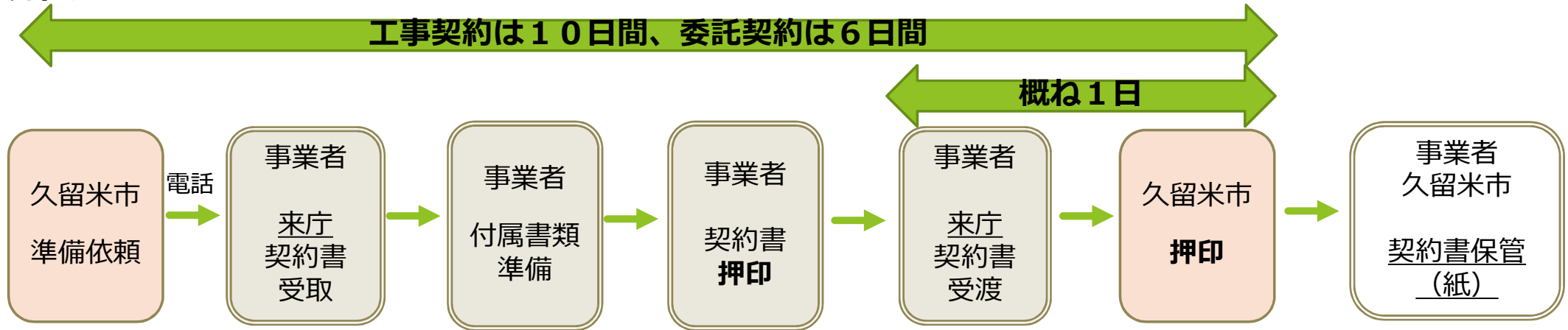
かつ

- ・ 事業者が電子契約を望む場合

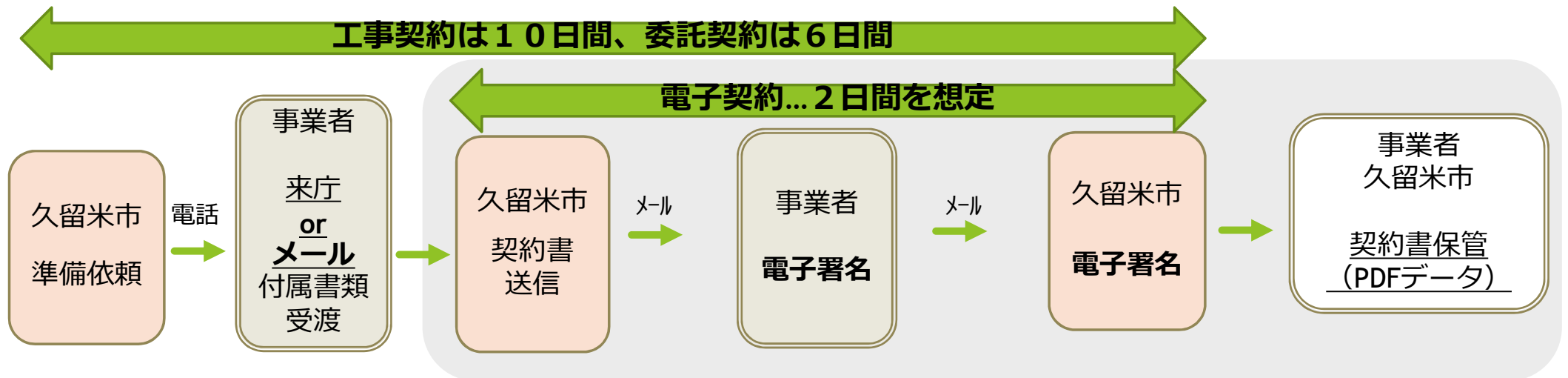
- ※ 紙の契約書を望まれる場合は、紙の契約書を準備します。
- ※ 他の部局が直接発注する案件については、各部局の対応が整い次第、順次対応します。

2. 電子契約と紙契約の手順の比較

<現状>



<電子契約（案）>



3. 電子契約の注意点と必要となるもの①

- ・ **電子契約を締結するための承諾書とメールアドレスの提出が必要です。**
市からの準備依頼の連絡の際、電子契約の希望をお伝えいただき、市のメールアドレス宛、申出書を送付してください。
- ・ **契約保証等の準備を前倒ししていただく必要があります。**
- ・ **契約日（原則、市が指定した日とします）は久留米市が電子署名を行った日となります。**

3. 電子契約の注意点と必要となるもの②

電子契約に関する申出書

(案) 年 月 日

久留米市長 あて
久留米市企業管理者 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

電子契約利用申出書

久留米市または久留米市企業管理者と電子契約サービスを利用して行う契約の締結における契約締結権限者及び契約締結に使用するメールアドレス等は下記のとおりです。

記

1 案件名（工事・業務等の名称）

--

2 契約締結権限者（電子契約の署名者として登録されます）

商号又は名称	
代表者職氏名	
メールアドレス	

3 担当者

氏 名	
メールアドレス	

※1 本書は押印不要です。ご提出は電子メール等をお願いいたします。
※2 電子契約による契約は紙の契約書による契約条件・効力に相違はありません。
※3 上記2に記載したメールアドレスに電子契約の署名依頼のメールが送信されます。

事前に

- ・ 工事名
- ・ 商号
- ・ 代表者名
- ・ メールアドレス

などを申し出ていただきます。

4. 電子保証

電子契約の実施にあわせ、建設工事等における契約保証・前払金保証（中間前払金保証を含む。）証書について、電子化された保証証書等（電子証書等）の提出を可能とします。

契約付属書類を提出される際に、保険会社等から受け取った認証キー（PDF）を提出してください。